

南相馬市スポーツセンター条例

平成18年1月1日

条例第201号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条第1項の規定に基づき、市民の体育その他集会等の用に供するため、スポーツセンターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 スポーツセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 南相馬市スポーツセンター

位置 南相馬市原町区桜井町二丁目200番地

(指定管理者による管理)

第3条 市長は、指定管理者(法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)にスポーツセンター(以下「センター」という。)の管理を行わせるものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) センターの管理及び運営に関する業務
- (2) センター及び設備の維持管理に関する業務
- (3) センターの利用許可等に関する業務
- (4) 利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関する業務
- (5) 利用料金の減額及び免除に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理運営上市長が必要と認める業務

(指定管理者の公募)

第5条 市長は、指定管理者にセンターの管理を行わせようとするときには規則で定める事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募しなければならない。ただし、センターの適正な管理を確保するため市長が特に認めるときは、この限りではない。

(指定管理者の指定の手續)

第6条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、南相馬市指定管理者選定審査委員会において、次に掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を行うことができると認める団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) サービスの向上を図ることができるものであること。
- (3) センターの管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- (4) センターの管理を安定して行うための物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (5) 地域住民、団体や行政との連携を図ることができるものであること。

(6) 業務上知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。第8条及び第28条において同じ。）を漏らし、又は不当な目的に使用しない体制が整備されているものであること。

(7) その他公の施設の性質又は目的に応じて市長が定める基準
（指定管理者の指定等の公告）

第7条 市長は、前条の規定により指定管理者を指定したとき、又は第12条第1項の規定により、指定の取消し若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

（管理の基準）

第8条 指定管理者は、次に掲げる基準により、センターの管理に関する業務を行わなければならない。

(1) この条例の規定を遵守し、適正なセンターの運営を行うこと。

(2) 利用者に対して公平かつ適切にサービスの提供を行うこと。

(3) 個人情報の漏えいの防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

(4) 施設又は設備器具の維持管理を適切に行うこと。

（協定の締結）

第9条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長とセンターの管理に関し、規則で定める事項を記載した協定を締結しなければならない。

（事業報告書の作成及び提出）

第10条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第12条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況及び利用状況に関する事項

(2) 利用料金の収入の実績に関する事項

(3) 管理経費の収支状況に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者によるセンターの管理の実態を把握するために必要なものとして市長が定める事項

（業務報告の聴取等）

第11条 市長は、センターの管理の適正を期するため必要と認めるときは、指定管理者に対し、その管理の業務、経理の状況等について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行うことができる。

（指定の取消し等）

第12条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、又はその他指定管理者の責めに帰すべき理由により当該指定管理者によるセンターの管理を継続できないと認めるときは、その指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は業務の停止を命じた場合においては、指定管理者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。

(休館日)

第13条 センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎月第1月曜日

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第14条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(利用の許可)

第15条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。センター内に特別な設備をしようとする場合又は許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可にセンターの管理上必要な条件を付することができる。

(利用期間)

第16条 センターは、規則で定める期間を超えて利用することはできない。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、この限りではない。

(利用許可の制限)

第17条 指定管理者は、センターを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの利用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) センター又はその附帯設備を損傷するおそれがあるとき。

(3) センターの管理上適当でないと認めるとき。

(物品販売等の許可)

第18条 センターの利用者(以下「利用者」という。)のうち、センターにおいて次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1) 物品の販売その他これに類する行為

(2) 寄附の勧誘

(3) 広告物の掲示及び配布

(4) その他センターの目的外利用に関する行為

2 第15条第2項及び前条の規定は、前項の許可に準用する。

(許可の手続)

第19条 第15条第1項及び前条の許可の手続について必要な事項は、規則で定める。

(許可の取消し等)

第20条 利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第15条第1項の規定による許可については指定管理者が、第18条第1項の規定による許可については市長が、その

許可を取り消し、又はセンターの利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 第17条各号のいずれかに該当したとき。

(2) この条例若しくはこれに基づく規則又は指定管理者の指示に違反したとき。

(3) 公用又は公共用に供するとき。

2 前項の規定により利用者が損害を受けることがあっても、市長及び指定管理者はその責めを負わない。

(利用料金の納付等)

第21条 利用者は、指定管理者に対し、利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、後納とすることができる。

(利用料金の収入)

第22条 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第23条 指定管理者は、センターを公用、公共用又は公益事業の用に供する場合において、利用料金を納めさせることが適当でないと認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不返還)

第24条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別な理由があるとき、その利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第25条 利用者は、利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第26条 利用者は、センターの利用が終了したとき、又は第20条第1項の規定により利用を停止され、若しくは利用の許可を取り消されたときは、直ちに施設、設備等を原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項の規定による義務を履行しないときは、指定管理者又は市においてこれを執行し、その費用を利用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第27条 指定管理者及び利用者は、故意又は過失により、センター、設備、備品等をき損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害額を市に賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りではない。

(個人情報の安全管理及び秘密保持義務)

第28条 指定管理者及びセンターの管理に従事している者(以下「従事者」という。)は、個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報の取扱いについて講ず

る安全管理措置を確実に実施するとともに、センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者がその職を退いた後においても、同様とする。

(市長による管理)

第29条 第13条から第17条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第26条、第27条及び別表の規定は、指定管理者に代わって、市長がセンターの管理を行う必要が生じた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第13条から第17条まで及び第20条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第20条第2項中「市長及び指定管理者」とあるのは「市長」と、第21条第1項及び第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする」とあるのは「額とする」と、第23条及び第24条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第26条第2項中「指定管理者又は市」とあるのは「市」と、第27条中「指定管理者及び利用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、センターの管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の原町市スポーツセンター条例(平成3年原町市条例第22号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年条例第243号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の南相馬市附属機関設置条例等の一部を改正する条例の規定は、平成18年1月1日から適用する。

附 則(平成20年条例第38号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 指定管理者の指定のために必要な行為は、この条例の施行前においても、改正後の南相馬市スポーツセンター条例(以下「改正後の条例」という。)の例により行うことができる。

3 この条例の施行前に改正前の南相馬市スポーツセンター条例の規定によりなされた申請、処分その他の行為がこの条例の施行の際現に効力を有するものは、改正後の条例の相当規定によりなされた申請、処分その他の行為とみなす。

(南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例の一部改正)

4 南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例(平成18年南相馬市条例第123号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成20年条例第57号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までになされた使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成23年条例第26号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(南相馬市スポーツセンター条例等の一部改正に伴う経過措置)

7 この条例の施行前に、第3項から前項までの規定による改正前の南相馬市スポーツセンター条例、南相馬市馬事公苑条例、南相馬市民文化会館条例及び南相馬市鹿島B&G海洋センター条例の規定によりなされた申請、処分その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するものは、改正後の南相馬市スポーツセンター条例、南相馬市馬事公苑条例、南相馬市民文化会館条例及び南相馬市鹿島B&G海洋センター条例の相当規定によりなされた申請、処分その他の行為とみなす。

附 則(令和4年3月24日条例第8号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月28日条例第2号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第21条関係)

1 基本施設利用料金

区分				単位	利用料金 (単位:円)
競技場全面貸切り利用	非営利目的の場合	体育競技を目的とする場合	市内	1時間	1,890
			市外	1時間	2,830
		体育競技以外を目的とする場合	市内	1時間	3,780
			市外	1時間	4,720
	営利目的の場合			1時間	6,610
競技場半面貸切り利用	非営利目的の場合	体育競技を目的とする場合	市内	1時間	940
			市外	1時間	1,410
		体育競技以外を目的とする場合	市内	1時間	1,880

		的とする場合	市外	1時間	2,350
	営利目的の場合			1時間	3,290
ステージ	非営利目的の場合	体育競技を目的とする場合	市内	1時間	630
			市外	1時間	940
		体育競技以外を目的とする場合	市内	1時間	1,260
			市外	1時間	1,570
	営利目的の場合			1時間	2,200
多目的室	非営利目的の場合	体育競技を目的とする場合	市内	1時間	230
			市外	1時間	340
		体育競技以外を目的とする場合	市内	1時間	460
			市外	1時間	570
	営利目的の場合			1時間	800
会議室	非営利目的の場合	体育競技を目的とする場合	市内	1時間	170
			市外	1時間	250
		体育競技以外を目的とする場合	市内	1時間	340
			市外	1時間	420
	営利目的の場合			1時間	590
個人利用 (1回券)	大人			1回	100
	高校生			1回	50
	小中学生			1回	20
個人利用 (回数券)	大人			12回	1,000
	高校生			12回	500
	小中学生			12回	200

備考

- 「市内」とは、利用する者が南相馬市に住所又は勤務先若しくは通学先を有する場合をいい、「市外」とは、その他の場合をいう(以下同じ。)
- 個人利用1回における利用時間の区分は、次のとおりとする。
 - 午前9時から正午まで
 - 正午から午後3時まで
 - 午後3時から午後5時まで
 - 午後5時から午後7時まで
 - 午後7時から午後9時まで
- 貸切り利用する者が入場者から入場料を徴収する場合の利用料金は、この表の10割増しとする。

2 附帯設備利用料金

設備	区分		単位	利用料金 (単位：円)
放送設備	非営利目的	体育競技を目的	市内	1時間 420

	の場合	とする場合	市外	1時間	630
		体育競技以外を 目的とする場合	市内	1時間	840
			市外	1時間	1,050
	営利目的の場合			1時間	1,470
電光掲示板 (1組)	非営利目的の場合		市内	1時間	420
			市外	1時間	630
	営利目的の場合			1時間	1,470
アリーナ冷暖房	非営利目的 の場合	体育競技を目的 とする場合	市内	1時間	1,400
			市外	1時間	2,100
		体育競技以外を 目的とする場合	市内	1時間	2,800
			市外	1時間	3,500
	営利目的の場合			1時間	4,900
観客席冷暖房	非営利目的 の場合	体育競技を目的 とする場合	市内	1時間	300
			市外	1時間	450
		体育競技以外を 目的とする場合	市内	1時間	600
			市外	1時間	750
	営利目的の場合			1時間	1,050
会議室冷房	非営利目的 の場合	体育競技を目的 とする場合	市内	1時間	210
			市外	1時間	310
		体育競技以外を 目的とする場合	市内	1時間	420
			市外	1時間	520
	営利目的の場合			1時間	730
特殊電源装置	非営利目的 の場合	体育競技を目的 とする場合	市内	1時間	520
			市外	1時間	780
		体育競技以外を 目的とする場合	市内	1時間	1,040
			市外	1時間	1,300
	営利目的の場合			1時間	1,820

備考

- 1 温水シャワーを利用する場合は、燃料費実費相当額を徴する。
- 2 貸切り利用する者が入場者から入場料を徴収する場合の利用料金は、この表の10割増しとする。